

13.6.4  
第215号

日本労働同盟綱領

一、我等は組織の威力と相互扶助の組織を以て経済的福利の増進並に組織の發展を期す。  
 二、我等は断平たる勇氣と有効なる戦術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘争することを期す。  
 三、我等は労働者階級と資本家階級が兩立すべからざることを痛覺し、我等は労働組合の實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

主張

一、八時間労働を週四十八時間制度の實施（但し鑛山労働者の坑内労働は坑口交代）  
 二、最低賃金の設定  
 三、夜業の廢止  
 四、治安警察法撤廢  
 五、勞務法の承認  
 六、メーデーに對する休業  
 七、經濟的行動の全國的協力を期す。

全日本鑛夫總聯合會々々則

第一 總則

- 第一條 本會ハ全日本鑛夫總聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ鑛山労働者ヲ以テ組織スル地方労働組合、地方聯合會、直屬支部及個人會員ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ本部ヲ東京ニ置ク
- 第四條 本會ハ日本労働同盟ニ加盟ス
- 第五條 本會ハ宣言綱領ノ貫徹ヲ期スルト共ニ組合員ノ福祉ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス
- 第六條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、宣傳教育
  - 二、出版
  - 三、調査
  - 四、法律相談

第二 加盟及脱退

- 第七條 總テノ鑛山労働者ハ本會々々員タル資格ヲ有ス
- 第八條 本會ニ加盟セントスルモノハ所定ノ様式ニ從ヒ入會金及一ヶ月分以上ノ會費ヲ

法人協

一件  
 10/11